

地方拠点強化税制について

令和2年1月15日
内閣府地方創生推進事務局

企業の地方拠点強化を推進する特例措置

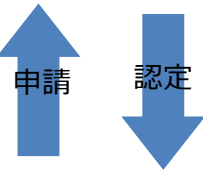
制度の概要

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設（特定業務施設：事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講ずる。

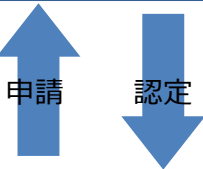
事業スキーム

（地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく）

国
「基本方針」



都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」
（地方活力向上地域等を指定）



事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除

（措置内容）特別償却15%、税額控除4%（移転型事業の場合は特別償却25%、税額控除7%）

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除※1

（措置内容）雇用者増加数1人当たり最大60万円（注）の税額控除（移転型事業の場合は最大90万円※2）

※1 平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能

※2 移転型事業の場合に上乗せされる30万円は雇用維持により最大3年間継続

（注）転勤者及び非正規雇用者は減額

○ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を減免した場合の減免額に対する地方交付税による補填

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

○ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度

認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を低利融資

地方拠点強化税制の延長・拡充

1. 地方拠点強化税制の概要

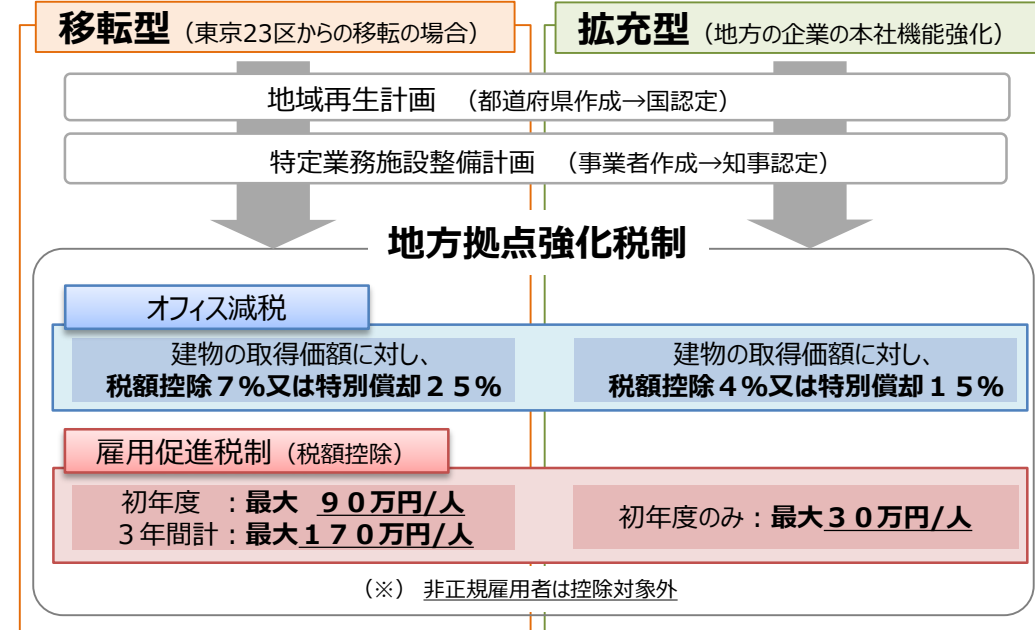
- 地方での雇用を創出するため、企業が本社機能の地方移転又は地方拠点の強化を行う場合、税制優遇措置を講じる。

2. 整備計画の認定状況（令和元年11月末時点）

- 事業件数 **371件**
うち、本税制の適用実績（平成27～29年度）
【オフィス減税】 **55件**
【雇用促進税制】 **19件**
- 雇用創出人数 **14,939人**

3. 令和2年度税制改正要望の結果概要

- オフィス減税・雇用促進税制ともに、**適用期限を2年間（令和4年3月末まで）延長。**
- 雇用促進税制（移転型）について、**税額控除を拡充。**



（※）税額控除額については、企業が東京23区から近畿・中部圏中心部以外の地方へ本社機能を移転した場合で、かつ正規の新規雇用者を雇い入れた場合の額を示す。

現行

- 初年度の税額控除：60万円 or 90万円/人（※）企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人
- 3年間の適用期間における税額控除：**150万円/人**（※）上限は企業全体の雇用増加分
うち、オフィス減税との併用分：**90万円/人**（※）上限は地方での雇用増加分

拡充

- **90万円/人**（※）雇用増加率に関わらず、一律
- **170万円/人**（※）現行と同様
120万円/人（※）現行と同様

- 雇用促進税制（移転型・拡充型）の**適用要件を一部緩和等。**

現行

- 企業全体の給与額が、前年度より一定以上増加しなければ、雇用促進税制の適用不可
（※）雇用者数の増加率×20%以上増加していること
- 雇用促進税制の適用対象となる施設整備の範囲のうち、「既存施設の用途変更」に該当するかどうかの判断基準が不明確

緩和等

- 企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能
（※）要件を廃止
- オフィス環境の整備（例：事務機器の増設）を行う場合でも、雇用促進税制の適用可能であることを明確化

地方拠点強化税制（令和2年度税制改正後）

移転型

東京23区からの企業の
本社機能の移転を支援

〔東京圏の既成市街地等以外への移転
の場合支援〕

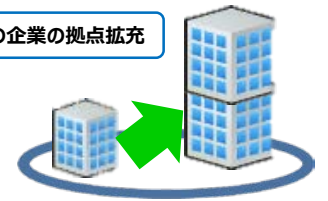


拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の
強化を支援

〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等
以外での拡充の場合支援〕

地方の企業の拠点拡充



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※

対象施設: 事務所、研究所、研修所

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者

②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

（措置対象:建物、建物附属設備、構築物

取得価額要件: 2,000万円（中小企業者1,000万円））

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

雇用促進税制

適用要件: ①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上 ②事業主都合の離職者なし

- 雇用者増加数 1人当たり最大**90万円(80万円*)**を税額控除
《最大50万円（注） + 上乗せ分40万円(30万円*)》

* 近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

<上乗せ分について>

- 上乗せ分40万円は**最大3年間継続（40万円×3年＝120万円）**
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
- 特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除
- 雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可

- 雇用者増加数 1人当たり最大**30万円**（注）を税額控除

（注）増加雇用者が転勤者の場合は減額（－10万円）。非正規の新規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。

支援対象地域等

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

黄色・青色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外(※)となる。具体的には次のとおり。

- 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
- 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
- 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

※移転型事業に限り、青色の地域(「準地方活力向上地域」となりうる地域)は対象。

東京23区及び支援対象外地域



赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)



青色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ
準地方活力向上地域	



青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) →移転型事業については、平成30年度から支援対象地域へ
準地方活力向上地域	

モデルケース

移転型

- 東京23区に本社のある企業が、A県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転
- 新社屋の建設に当たって、建物等に4億円の設備投資
- 新社屋の従業員として、東京本社から20名が転勤、A県で5名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用

(なお、初年度は転勤者20名、新規採用1名とし、2年目に残り4名を新規採用と仮定)

- ◆ オフィス減税 2,800万円 (4億円×7%) ※税額控除を適用した場合
- ◆ 雇用促進税制 3,040万円 (①+②+③)
 - ① 50万円×4人=200万円
 - ② 40万円×21人×3年=2,520万円
 - ③ 40万円×4人×2年=320万円

減税額 計 5,840万円



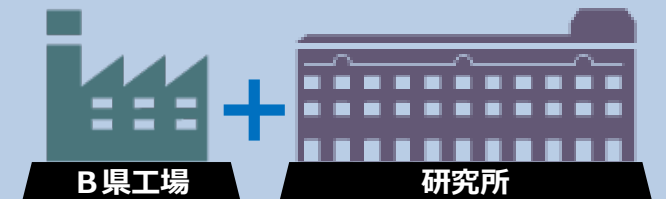
拡充型

- B県に主力生産工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設
- 研究所の建設に当たって、建物等に4億円の設備投資
- 研究所の従業員として、30名の無期雇用かつフルタイムの者を新規採用

(なお、2年目に新規採用すると仮定)

- ◆ オフィス減税 1,600万円 (4億円×4%) ※税額控除を適用した場合
- ◆ 雇用促進税制 900万円 (30万円×30名)

減税額 計 2,500万円



※課税の特例を受けるためには、その他の要件を満たす必要

企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置

<制度概要>

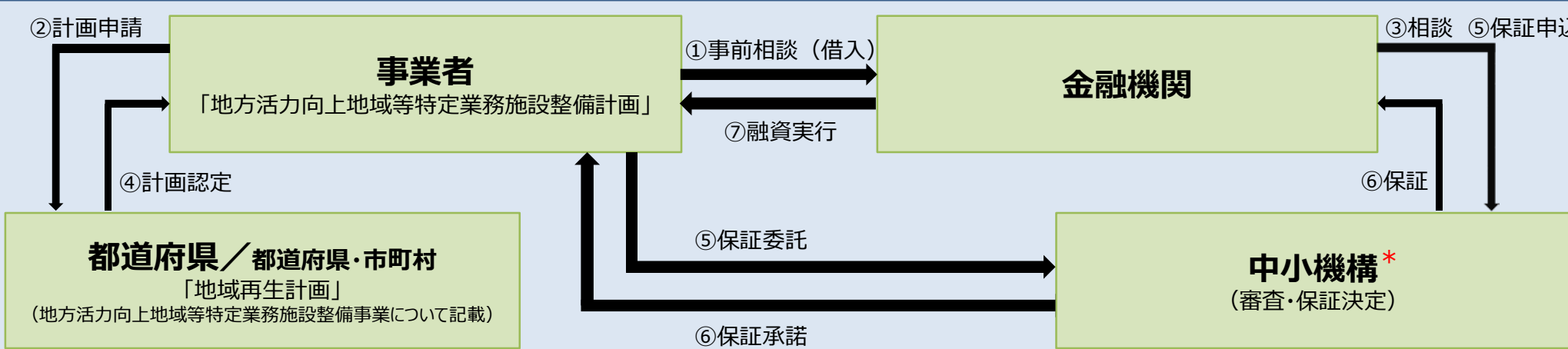
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、地方公共団体が地方税の減税を行った場合に、地方交付税により補填措置を講じるもの。(※ただし、補填の対象となる減税率の上限は下表のとおり)

	移転型事業	拡充型事業
対象地域	首都圏の既成市街地等以外の地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域
対象となる 地方公共団体 (財政力要件)	[都道府県] ・ ~0.47未満:3/4を補填 [市町村] ・ ~0.63未満:3/4を補填 ・ 0.63~0.74未満:3/8を補填	[都道府県] ・ ~0.52未満:3/4を補填 ・ 0.52~0.69未満:1/2を補填 ・ 0.69~0.85未満:1/4を補填 [市町村] ・ ~0.64未満:3/4を補填 ・ 0.64~0.79未満:1/2を補填 ・ 0.79~0.93未満:1/4を補填
補填対象	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)
補填率 (※補填対象となる 減税率の上限)	・事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) ・不動産取得税 10/10 ・固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目)	・不動産取得税 10/10 ・固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目)
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左
取得価額要件	3,800万円超(中小企業は1,900万円超)	同左

中小企業基盤整備機構による債務保証制度

事業者による本社機能の地方への移転や地方における拡充を支援するため、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、当該計画の実施に必要な資金（設備資金）を調達するのに際し、中小企業基盤整備機構（中小機構）の債務保証を受けることができる。

◆ 手続き



* 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。

◆ 保証条件

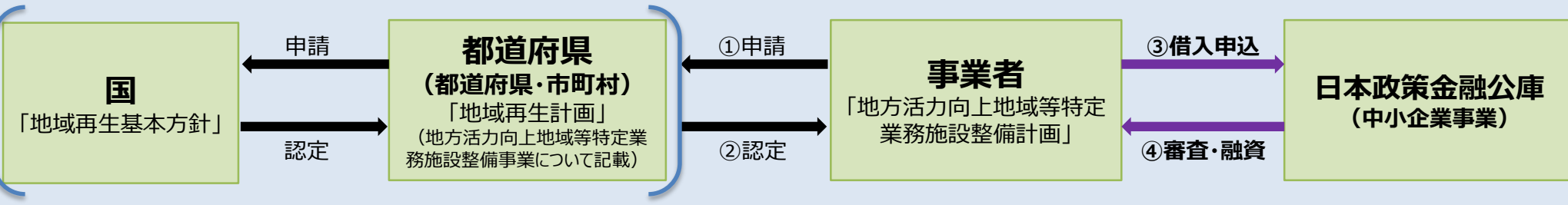
対象事業者	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入元本の30%
保証期間	10年以内（必要に応じて3年以内で据置期間設定可能）
保証料	年0.3%（無担保扱いの場合は年0.4%）・1年毎前払い
資金使途	認定計画で認められた使途のうち設備資金
担保	原則として徴求（保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い）
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し対応。

日本政策金融公庫による融資制度

事業者による、本社機能の地方への移転や地方における拡充を支援するため、日本政策金融公庫において融資制度（地域活性化・雇用促進資金）を創設（平成28年度～）

◆ スキーム

地方公共団体が作成する「地域再生計画」に定める地方活力向上地域又は準地方活力向上地域において地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行うため、都道府県知事から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた者が、日本政策金融公庫に借入申込を行う。



◆ 地域活性化・雇用促進資金＜地方活力向上地域等特定業務施設整備計画関連＞の制度概要

貸付対象	地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者	
資金使途	設備資金及び長期運転資金	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円（うち運転資金2.5億以内）	
貸付利率	基準利率。ただし、設備資金については、2.7億円を限度として特別利率③とする。	

1.地域再生計画の認定状況（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載したもの）

- ・ これまでに、国が全国で45道府県52計画を認定 ※未認定自治体：2都県(東京都、神奈川県)
- ・ 認定を受けた各道府県の地域再生計画における目標値の合計は次のとおり

【事業件数】**1,695件**（内訳：移転型事業348件、拡充型事業1,347件） 【雇用創出人数】**15,684人**

2.地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況

令和元年11月末現在として、12月15日までに都道府県から報告を受けた認定状況は次のとおり

- ・ 事業件数：**371件**（内訳 移転型事業33件、拡充型事業338件）
- ・ 雇用創出人数※：**14,939人**（内訳 移転型事業605人、拡充型事業14,334人）

（※）移転・拡充先となる特定業務施設における新規採用者数と他の事業所からの転勤者数の合計数

3.地方拠点強化税制の適用実績（出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

- ・ 平成27年度：オフィス減税**4件**、雇用促進税制**7件**
- ・ 平成28年度：オフィス減税**20件**、雇用促進税制**5件**
- ・ 平成29年度：オフィス減税**31件**、雇用促進税制**7件**

地方拠点強化税制の適用事例

事例（移転型）

◆ライト工業株式会社【茨城県つくば市】



- 基礎・地盤改良・法面など特殊土木分野を中心に展開
- 機能低下が生じた技術研究所の刷新及び次世代技術開発に向けて、R&Dセンターを整備

◆株式会社トーネジ【茨城県つくば市】



- ボルトやナット等の金属パーツ品の設計・開発・製造等を展開
- 東京五輪やリニア新幹線等による需要増への対応や災害リスクに備え、本社機能をつくば市に移転

事例（拡充型）

◆ダイト株式会社【富山県富山市】



- 原薬の生産、医薬品の製造事業等を展開
- 既存の製剤棟と合わせ、原薬等の研究開発体制の整備・強化を図るため「R&Dセンター」を整備

◆株式会社三和ドッグ【広島県尾道市】



- 船舶の修繕サービス等を展開
- 新ドッグ増設による事業拡大への対応のため、本社機能を新築整備

■ 地域再生法に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局 TEL : 03-5510-2474

■ 地方拠点強化を推進する特例措置全般・設備投資減税に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生事務局
(経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内)
TEL : 03-3501-0645

■ 雇用促進税制に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内)
TEL : 03-3502-6770